

千曲市告示第57号

千曲市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修一

## 千曲市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市地域活動支援センター事業実施要綱（平成23年千曲市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」という。）の次に「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成31年千曲市規則第1号）」を加える。

第2条中「第5条第21項」を「第5条第27項」に改める。

第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

（利用の申請及び決定）

第10条 地域活動支援センターを利用しようとする者は、あらかじめ、地域生活支援事業支給申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、審査の上利用の許可を決定したときは、地域生活支援事業サービス利用決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（受給者証）

第11条 市長は、前条第2項で地域活動支援センターの利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）に対し、有効期限を定めて地域生活事業受給者証（様式第8号）を交付する。

2 利用決定者は、地域活動支援センターの利用を開始するときは、第4条に規定する事業実施法人等（第13条において「事業者」という。）に受給者証を提示するものとする。

（利用決定の取消し）

第12条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、利用決定を取り消したときは、受給者証の返還を求めなければならない。

（運営規程）

第13条 事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例（平成24年長野県条例第

64号) 第3条に規定する運営規程を市長に提出しなければならない。

様式第5号の次に次の様式を加える。

地域生活支援事業支給申請書  
(身体・知的・精神・児童)

(新規・変更・更新)

(宛先) 千曲市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			年	月	日
	居住地	〒				
			電話番号			
支給申請に係る	フリガナ		生年月日	年	月	日
	障害児童氏名	個人番号	続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援( )・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請するサービス	<input type="checkbox"/> 移動支援	【申請理由】	【利用予定事業所】
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	【申請理由】	【利用予定事業所】
	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター	【申請理由】	【利用予定事業所】

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下欄に記入)		<input type="checkbox"/> 申請者本人(以下記入不要)	
氏名		申請者との関係		
住所	〒			
	電話番号			

市確認欄	自己負担額及び対象者区分に関する認定(該当する項目にチェックを入れる)				
	<input type="checkbox"/> 1、生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 2、市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 3、市町村民税課税世帯 ※世帯の範囲は支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者(障害者は本人及び配偶者) <input type="checkbox"/> 重症心身障害者・医療的ケア児・強度行動障害者・その他( )				

様

千曲市長

地域生活支援事業サービス利用決定通知書

先に申請のありました地域生活支援事業について、下記のとおり決定しました。  
 なお、支給決定した場合は、受給者証を送付します。

記

決定します。

受給者証番号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る 児童氏名	
サービスの内容	支給決定内容	利用者負担	有効期間
障害区分		上限月額	障害支援区分
特記事項 申請理由等			

却下します。  
理由

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であってもその審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過することの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

問い合わせ先

地域生活支援事業受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別・区分 認定有効期間	
交付年月日	
支給市町村 名及び印	

(一)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(二)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(三)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(四)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(五)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(六)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

(七)	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	
サービス	
支給決定期間	
支給量等	
利用者負担	利用者負担 上限月額
特記事項欄	

1 この証は各面をよく読みながら大切に持って行ってください。  
 2 サービスを受けようとするときは、必ずこの証をサービス事業者等又は基幹支援事業所に提示してください。  
 3 サービス等を受けるときは、サービス金額はサービスに要した費用の原則に對して、  
 4 支給決定期間を経過したときは、サービスの支給を受けられませんが、支給決定期間を経過する前に、千曲市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。  
 5 支給証の変更を必要とする場合は、支給証の変更の申請をすることができ、また、他の種類のサービスの支給を受ける必要がある場合は、千曲市に支給申請をしてください。  
 6 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、千曲市にその旨を届け出てください。  
 7 支給決定期間内に、居住地を移す場合は、事前に、この証を交付した千曲市にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した千曲市(旧居住地)に届け出てください。

8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を要してください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに千曲市に返してください。  
 9 受給者の資格がなくなったときは、速ちにこの証を千曲市に返してください。  
 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることとなります。  
 11 支給決定の内容欄に記載されていないサービスについては支給は受けられません。

附 則

この告示は、令和3年5月26日から施行する。